

**災害に便乗した悪質な修理業者に注意！**

！ 台風など災害後には次のような事例が予想されますので十分ご注意ください。

！ <相談事例>

！ 「台風で屋根瓦が浮いている」とリフォーム業者の訪問があり、「火災  
！ 保険を使えば実費負担なくできる」などと修理を強く勧められ、断り  
！ きれず契約した。その後、知り合いの業者に見てもらったら「修理の  
！ 必要はない」と言われた。契約をキャンセルしたい。(80歳代 男性)  
！ (独立行政法人 国民生活センターの事例より)

《アドバイス》

- 災害に便乗して、不必要な修理を迫ってきます。
- 「火災保険を使えば自己負担はない」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- また、家族やまわりの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**(または消費者ホットダイヤル**188**)

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)